

「戯けろん論」ということ

鑑 学 栗 原 廣 海

国会では、猛威を振るう新型コロナウイルスへの対策が様々に議論されています。その審議の場においていろいろ取り沙汰されているのが、その場で交わされる言葉の問題です。特に首相が、自らの言葉でほとんど語らず、用意されたペーパーの棒読みを繰り返すことが多いこと、また、質問に対して「お答えを差し控えさせていただきます」と答弁拒否をすることが多いこと。これらには、議会政治の根幹をなす対話の放棄ではないかとの批判が投げかけられています。

以前には、質問に真正面から答えず、論点をわざとずらして蕩々と自説を開陳する前首相の答弁を、「ご飯論法」と名づけ、審議の質の低さを批判した学者もいました。この言葉が二〇一八年のユーキャン新語・流行語大賞のトップ一〇に選出されたのは記憶に新しいところです。一方、質問する側も、核心を欠いた内容の乏しい質問に終始したり、審議には関係のない、相手の人格を貶め

るような、品位を欠いた言葉を投げかけてひんしゆくを買ってしまいます。

このような世情に鑑みるにつけ、「戯論」という言葉が思い起こされます。この言葉は七高僧の第一、龍樹菩薩が、その著『中論』のなかで、凡夫の分別における言葉の虚妄性こもうせいを示す概念として示しているもので、この「戯論」は言葉を超えた最高の智慧によって焼かれ、滅するものと言われています。その意味では私たちの言葉は、その全てが「戯論」であることを離れ得ないものです。この言葉には広がりがある、『広説佛教語大辞典』（中村元著）には、「実のない言語の往復。道理を欠いた思慮分別。ためにならぬ議論。うつろな議論」という意味もあることが解説されています。政界における言葉の問題を、まさに言い得ていると言えるのではないのでしょうか。

世俗の凡夫が世俗に留まる限り、「戯論」を離れることはできません。しかし、この世俗世界は、常に最高の真実、すなわち如来の世界に照らされています。その光に照らされて、戯論が戯論であることを自覚せしめられるとき、戯論は戯論を超える機縁を得ることができるのです。

戯論の意味の深淺こそあれ、政界においても、向かうべき理想に照らして自らの議論のありように真摯に向き合い、見直すことをとおして、誠意に裏付けられた、実のある議論を展開していただけることを念じてやみません。

宗 達

宗 達 第 一 一 四 九 号

法主殿来る令和三年三月二十日讚佛会に御親教相成る

令和三年一月二十一日

法主鈐印

宗務総長
大僧都
増田修誠

宗 告

宗 告 第 一 一 〇 四 号

来る令和三年三月十七日より同二十三日まで讚佛会執行相成る

令和三年一月二十一日

宗務総長
大僧都
増田修誠
中僧都
藤谷知良
総務
律中
弓削弘胤

宗 告 第一一〇五号

来る令和三年四月六日より同十一日まで千部法会執行相成る

一、新加入者 六日、七日、八日

一、参勤者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和三年一月二十一日

宗務総長
大僧都 増
中僧都 藤
律 師 弓
田 谷 削
修 知 弘
誠 良 胤

宗 告 第一一〇六号

来る令和三年四月六日 内々佛殿永代経執行相成る

令和三年一月二十一日

宗務総長
大僧都 増
中僧都 藤
律 師 弓
田 谷 削
修 知 弘
誠 良 胤

宗 告 第一一〇七号

来る令和三年四月九日・十日十万人講法会執行相成る

一、参勤者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和三年一月二十一日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

律師

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

宗 告 第一一〇八号

来る令和三年四月十一日午前十一時より戦没者追弔法会執行相成る

一、参勤者 一般寺院

一、衣 体 色衣、紋章五条袈裟、差袴着用

令和三年一月二十一日

宗務総長

総務

総務

大僧都

中僧都

律師

増

藤

弓

田

谷

削

修

知

弘

誠

良

胤

任 免

令和二年十二月十日

維那長 大僧都 玉樹 真祥

令和三年報恩講一月十日初夜式文代読を命ぜらる

維那助勤 大僧都 清水谷正尊

令和三年報恩講一月十一日初夜式文代読を命ぜらる

維那長 大僧都 玉樹 真祥

令和三年報恩講一月十三日初夜式文代読を命ぜらる

維那中僧都 清水谷亮雅

令和三年報恩講一月十四日初夜式文代読を命ぜらる

組長交代

令和二年十二月三十一日

依請解其職 三重第二十六組組長

広海 玄勝

令和三年一月一日

三重第二十六組組長を命ずる

正圓寺住職

高志 真幸

令和三年一月二十六日

依請解其職 愛知第二組組長

平野 崇敬

愛知第二組組長を命ずる

教津坊住職

伊藤 真道

住職拝命

令和二年十二月十日

三重津市河芸町南黒田

重願寺衆徒

板倉 妙松

補 重願寺住職

三重津市大里川北町

久善寺衆徒

工藤 誓和

補 久善寺住職

依請解其職

久善寺住職

工藤 正英

住職代務者

令和三年一月七日

三重県松阪市嬉野津屋城町

常蓮寺住職

高島 裕成

三重県松阪市嬉野小村町

補 正福寺住職代務者

得度

令和二年十二月十日

三重県四日市市大字塩浜

向日院 妙亜 院家一等

法泉寺衆徒

泉 亜紀子

三重県松阪市曾原町

法楽院 願海 院家一等

法性寺衆徒

竹野 夢斗

副住職任命

令和二年十月九日

三重県伊賀市上野三之西町

大仙寺衆徒

堤 一真

任 大仙寺副住職

令和二年十二月十八日

愛知県東海市名和町

妙法寺衆徒

井上 佳正

任 妙法寺副住職



布教任命

修正会御繙御書(日中)

一・一 大僧都 玉樹 真祥

修正会

一・二 晨朝 権少僧都 真置 信海

一・三 日中 律 師 弓削 弘胤

一・三 晨朝 少僧都 千草 篤昭

日中 中僧都 藤谷 知良

一月御影堂常在説教(晨朝)

一・四 律 師 隆 妙灑

一・五 権中僧都 鷲山 了悟

一・六 権中僧都 里榮 秀教

一・七 権中僧都 中村 宜成

一・八 中僧都 青木 義成

一・九 大律師 北畠 大道

一・一七 中僧都 青木 義成

一・一八 権中僧都 田中 明誠

一・一九 権中僧都 中村 宜成

一・二〇 律 師 北畠 心淳

一・二一 少僧都 岡 知道

一・二二 権中僧都 田中 明誠

一・二三 律 師 隆 妙灑

一・二四 権少僧都 真置 信海

一・二五 大律師 北畠 大道

一・二六、二七 権大僧都 浦井 宗司

一・二八 律 師 若林 妙百

一・二九 少僧都 上田 英典

一・三〇 律 師 田中 唯聰

一・三一 大律師 高島 光憲

一月御影堂常在説教(逮夜・日中)

一・七 逮夜 権中僧都 藤浦 弘導

一・八 日中 律 師 水谷 忍英

高田慈光院 月例法会

一・二六 権少僧都 真置 信海

報徳園 月例法会

一・一五 権少僧都 真置 信海

敬 弔

次の方々が御往生なさいました。謹んで敬弔の意を表します。

令和二年

十二・五 津市久居二ノ町

妙華寺前坊守

中川 晃子

令和三年

一・七 大野市牛ヶ原

榮照寺前坊守

藤原 亮子

一・八 四日市市小古曾

願誓寺前坊守

武内 ミツ

一・二二 愛知県長久手市桜作

常照寺住職

亮 巖弘

贈 権少僧都

一・二九 福井県坂井市坂井町

勝光寺前住職

佐々木俊昭

贈 中僧都



宗門のお知らせ

報恩講懇志芳名

本年度の報恩講（お七夜）例年通り一月九日より十六日御満座まで御執行成り、念仏相続の喜びを十分に味わう事ができました。

ご懇志芳名を左のとおり記載し感謝の意を表します。年に一度のご正忌です。祖徳を偲び来年も懇念をよせられます様お願いします。

- 京都別院
- 北海道別院
- 関東別院
- 横浜別院
- 三重第一組西部
 - 智慧光院
 - 玉保院
 - 慈智院
 - 厚源寺
- 三重第一組東部
 - 成願寺
 - 勝樂寺
 - 浄泉寺
 - 浄運寺
- 明覚寺
- 慈光寺
- 三重第二組甲部東

- 東海寺
- 信行寺
- 万年寺
- 大円寺
- 善行寺
- 満願寺
- 誓教寺
- 妙教寺
- 三重第二組甲部西
 - 浄光寺
 - 隨宏寺
 - 誓教寺
 - 妙教寺
- 浄泉寺
- 三重第二組乙部
 - 法流寺
 - 願正寺
 - 實相寺
 - 長久寺
- 真楽寺
- 西源寺
- 豊久寺
- 三重第三組
 - 延命寺
 - 浄誓寺
 - 南昌寺
 - 金剛寺
 - 光澤寺
 - 潮音寺
 - 積善寺
 - 深正寺
 - 善徳寺
 - 心覚寺
 - 報恩寺
 - 彰見寺
- 上宮寺
- 三重第四組
 - 善休寺
 - 西勝寺
 - 泰應寺
 - 泉光寺
 - 清雲寺
 - 願成寺
 - 勝鬘寺
 - 慈相寺
- 三重第五組
 - 法泉寺
 - 光徳寺
 - 仲安寺
 - 圓照寺
 - 浄蓮寺
 - 西方寺
 - 浄現寺
- 三重第六組北部

宗門のお知らせ

圓福寺	本樂寺	唯称寺	善導寺	清光寺	千福寺	淨芳寺	欣淨寺
甚國寺	金剛寺			常照寺	正福寺	信蓮寺	因誓寺
三重第六組東部				採蓮寺	善性寺	寶田寺	
法性寺	光輪寺	大誓寺	永福寺	三重第十一組東部			
常蓮寺	正福寺			淨泉寺 <small>(天)</small>	西光寺	光臺寺	東光寺
三重第六組西部				柳含寺	滿昌寺		
称名寺	萬徳寺	西方寺 <small>(中)</small>	西福寺	三重第十一組西部			
寶積寺	青巖寺	信行寺	義明寺	西念寺	光福寺	淨明寺	淨福寺
常照寺				福專寺	延命寺		
三重第八組				三重第十二組東部			
三縁寺	轉輪寺	迎接寺	長盛寺	來迎寺	來岸寺	本光寺	光善寺
明通寺	淨福寺	西樂寺	獻忠寺	明蹟寺	縁生寺	佛照寺	安樂寺
本照寺				常樂寺	松仙寺		
三重第九組西部				三重第十二組西部			
圓淨寺	大安寺	涅槃寺	淨見寺	龍光寺	常照寺	清芳寺	西念寺
西蓮寺				大乘寺			
三重第九組東部				三重第十三組			
光現寺	唯信寺	照安寺	見立寺	正福寺	林光寺	澄源寺	成覚寺
普賢寺	西生寺			本法寺	新立寺	光雲寺	淨源寺
三重第十組				西性寺			

宗門のお知らせ

三重第十四組

長徳寺 光明寺

恵日寺 称名寺

蓮光寺 西蓮寺

松原寺 来照寺

三重第十五組

常福寺 光善寺

寶林寺 光圓寺

本覚寺 善性寺

誓昌院 永信寺

三重第十六組南部

福萬寺 善照寺

浄国寺

三重第十六組北部

保智院 海善寺

三重第十七組北部

玉泉寺 深廣寺

西岸寺 遍照寺

三重第十七組南部

報国寺

正法寺

伝福寺

正運寺

明林寺

真善寺

西圓寺

法善寺

青蓮寺

真念寺

一乗寺

正福寺

宝林寺

西林寺

法光寺

誓正寺

清福寺

福泉寺

西徳寺

西願寺

光善寺

法雲寺

乘願寺

教安寺

西法寺

三重第十八組

蓮光寺

成満寺

聖洞寺

三重第十九組甲部

蓮生寺

三重第十九組乙部

大雲寺

三重第二十組

常超院

栄信寺

顕正寺

三重第二十一組東部

欣浄寺

信福寺

養元寺

三重第二十一組西部

心光寺

願正寺

正泉寺

願誓寺

中山寺

願行寺

信最寺

法泉寺

放光寺

誓元寺

正行寺

三誓寺

高山寺

法林寺

三誓寺

正源寺

三誓寺

西願寺

唯願寺

光源寺

来教寺

興正寺

立法寺

万性寺

浄福寺

浄土寺

誓覚寺

大蓮寺

西光寺

正覚寺

真永寺

宣隆寺

宗門のお知らせ

光明寺	勝光寺	本立寺	林昌寺	唯信寺	西方寺	最勝寺	信光寺
本浄寺	光福寺	念聲寺	崇徳寺	正法寺	満流寺		
宝珠寺				三重第二十五組北部			
三重第二十二組西部				青龍寺	正因寺	壽善寺	專照寺
聖徳寺	金光寺	正信寺	蓮花寺	三重第二十六組			
三重第二十二組東部				花山寺	井福寺	本覚寺	正圓寺
弘善寺	西運寺	佛教寺	台蓮寺	常念寺	願證寺	眞臺寺	常教寺
寶祥寺	心海寺	見潮寺		西林寺	光明寺	海念寺	常寶寺
三重第二十三組				三重第二十七組			
称名寺	願行寺	宗休寺	善昌寺	西林寺	蓮性寺	西念寺	光蓮寺
法林寺	心覚寺	隨念寺	西光寺	妙華寺	浄徳寺	西向寺	
撰取院	壽福院	良珠院	常超院	三重第二十八組			
三重第二十四組甲部東				光明寺	栄松寺		
本照寺	正念寺	真昌寺	慈教寺	直轄			
三重第二十四組甲部西				大仙寺			
正楽寺	大音寺	誓覚寺		愛知第一組			
三重第二十四組乙部				久遠寺	来迎寺		
成泉寺	清涼寺	了性寺	蓮性寺	愛知第二組			
西蓮寺				教津坊	崇願寺		
三重第二十五組南部				愛知第三組			

法主褒賞授与式 報告

一月十五日（金）日中後、両門様ご臨席のもと
法主褒賞授与式が執り行われました。

本年の受賞者は、

三重県津市乙部

上宮寺住職 清水谷 博祇 師に

法主殿より表彰状と副賞が授与されました。

清水谷博祇師は昭和五十年十二月十二日に維那に就任し如来堂落成慶讃大法会を始めとする多くの法要を勤められるなど宗門に多大な功績を残されました。

お七夜坊守会・婦人連合会

お七夜期間中に行われる予定の表題の各行事は
感染症拡大にともない直前で中止となりました。
参加予定みなさまには申し訳ありませんでした。

お七夜新成人の集い

令和三年一月十一日、成人の日にあわせて新成人のつどいを開催いたしました。感染症対策のため予約制とし、一部参加をお断りすることになりましたが、二十名の新成人をむかえてお七夜に御影堂中陣で参詣し、三名が帰敬式をうけました。

参詣後、賜春館に移動をし法主殿からお言葉をいただきました。新成人の誓いを短冊にしたため奉納しました。

最後に記念撮影をして解散となり、テレビ局などの取材をうけている人もおりました。

お七夜献書展

今年は七七三点の出品があり、例年通り廊下に陳列されました。また、子ども大会がないために表彰式も行わず、各賞は直接参加者に届けられます。

ののさまを描こう展

二年目を迎える幼稚園・保育園児による絵の展示は、会場を前年の二倍の広さとして密にならないように対策をいたしました。

責任役員会延期

一月十四日（木）に予定しておりました責任役員会はコロナウイルスの感染拡大により止むを得ず延期となりました。

また後日、開催日が決まりましたら、ご連絡いたします。

中学生教化合宿

本年は感染症拡大により、例年行っておりまして中学生教化合宿を中止致します。

写生大会のお知らせ

三月二十日（土）～四月四日（日）まで写生大会を行います。期間中、午前九時から午後三時まで宗務院にて受付致します。

応募作品は四月八日（木）～五月五日（水）まで御対面所にて展示いたします。

尚、四月二十五日（日）に予定しております花まつり、写生大会表彰式は中止または内容が変更となる可能性があります。

興学布教研究大会

四月二十九日（木）十時より高田会館ホールにて興学布教研究大会を開催致します。

開会式を行った後、三名の方に発表していただきます。

発表一 保智院 衆徒 松山 暁彦 師
発表二 妙華寺 衆徒 中川 鳳瑞 師
発表三 専福寺 住職 金森 顕宏 師
尚、感染症の状況により内容が変更、中止となる可能性があります。

同和問題に取り組む会 報告

令和二年一月～十二月

定例会―一月二十八日・二月二十一日・三月九日
四月十六日・五月中止・六月十八日
七月二十日・九月十七日・十月十二日・
十一月十六日・十二月十四日・
・教団内の人権意識を高める啓発、施策
・機関誌『同朋』NO12号の編集、発刊(延期)
・人権啓発、部落解放研究集会

(二月一日 県総合文化センター)

・全国同宗連第五連絡会

(一月二十～二十一日 天台宗宗務庁)

・三重同宗連後期研修会

(三月十一日 四日市市朝鮮学校・

環境未来館・延期)

・第四十回同宗連総会

(四月十五日 東京神社本庁・中止)

・三重同宗連役員会

(五月十一日 曹洞宗三重県第一宗務所・中止)

・基本法みえ講演会

(六月十九日 県人権センター・中止)

・三重同宗連総会・前期研修会

(七月八日 高田本山宗務院・中止、書面表決)

・全国同宗連常任会議

(七月三十日 浄土真宗本願寺派宗務所)

・全国同宗連常任会議

(十一月十二日 浄土真宗本願寺聞法会館)

・人権啓発、部落解放研究集会

(十二月十七～十八日オンライン開催・

各モニター会場)

宗門のお知らせ

本山行事予定

(三月・四月)

三月十七日～二十三日

讚佛会

三月二十日～四月四日

写生大会

四月六日～十一日

千部法会

四月九日～十日

十万人講法会

四月十一日

戦没者追弔法会

四月二十五日

花まつり

四月二十九日

興学布教研究大会

※感染症の状況により行事が変更、中止となる可能性があります。

下付金のお知らせ

平成二十六年度分院号下付金、及び納骨壇加入下付金を専修寺正味財産に計上いたしました。

(令和二年五月三十一日付)

院号冥加金、及び納骨壇加入冥加金の下付金は納入された年度から、五年を経過したものは、専修寺正味財産に計上されるため、交付出来ませんのでご注意ください。

詳しくは宗務院財務課までお尋ね下さい。

宗門のお知らせ

真宗高田派共済会のご案内

●全寺院対象の共済制度●

真宗高田派共済会運営規程による各種制度

○見舞金

- ・本堂全焼及び全壊 100万円
- ・本堂半焼及び半壊 60万円
- ・庫裏全焼及び全壊 60万円

* 災害を証明する書類が必要

- ・境内地並境内建物が災害を被った時は、2万円をお見舞いする
(追加されました)

* 被害総額が100万円以上の場合となります

○祝金

- ・本堂新築及び改築 60万円
- ・本堂を除く境内建物の新築および改築 10万円

* 工事費が1千万円以上の場合となります

* 高田派代表役員が発行した新築・改築の承認書と
工事契約書の写しが必要

○香料(住職の死亡から6ヶ月以内に申請のこと)

在任期間により給付金が異なります

- ・住職在任40年以上 50万円
- ・住職在任30年以上40年未満 40万円
- ・住職在任20年以上30年未満 30万円
- ・住職在任10年以上20年未満 20万円
- ・住職在任10年未満 10万円

○住職退職慰労金(退職から6ヶ月以内に申請のこと)

上記死亡の場合を適用する

○真宗教学奨学金(毎年4月末日までに申請のこと)

- ・高等学校生及び真宗各派の専修学院生 月額 2万円 若干名
- ・大学生及び大学院生 月額 4万円 若干名
- 月額 8万円 若干名
(追加されました)

○奨励金(毎年4月末日までに申請のこと)

共済会が指定した学校学部にて入学したときに

4万円を支給します。

給付及び申請のお問い合わせは、下記の共済会担当までお尋ねください。

真宗高田派共済会 真宗高田派宗務院内

電話 059-232-4171 FAX 059-232-1414

人権擁護啓発活動重点項目

- 一、国際時代にふさわしい人権意識を育てよう。
- 一、子どもの人権を守ろう。
- 一、高齢者の人権を尊重しよう。
- 一、病気・部落などによる差別をなくそう。
- 一、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

「三重県人権教育基本方針」より抜粋

令和三年二月二十日印刷
令和三年二月二十日発行

三重県津市一身田町二八一九番地
電話（〇五九）二三三―四一七一
<http://www.senjui.or.jp>

真宗高田派本山専修寺

発行所 宗務院

振替〇〇一五〇一〇一五一九四番

三重県津市一身田町七六五番地

印刷所 相和印刷所

電話（〇五九）二三三―二〇七〇